

# 「成年後見人が着服」急増

## 4年間で25件 財産管理の意識薄く

認知症の高齢者や障害者などの成年後見人選に選任された親族による業務上横領事件が後を絶たない。成年後見制度が始まって4年で10年。後見人となる親族への研修もほとんどなく、専門家は「成年後見人に本人のための財産管理という認識が薄い。意図せず犯罪者を生み出す環境になっている」と指摘している。

読売新聞のまとめでは、親族による業務上横領事件の摘発は2000～05年度は年間0～2件で推移して

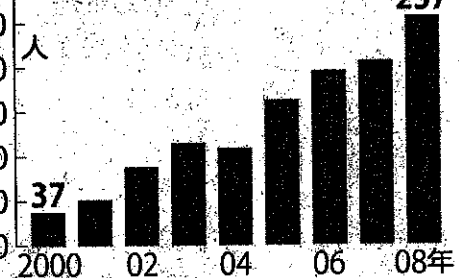
いたが、06～09年度は計25件と急増。今年度は8件が摘発されている。

最高裁によると、不祥事

や職務怠慢などを理由に解任された成年後見人(保佐人などを含む)は、00年の37件から増加傾向にあり、08年は257件に上った。

ら「後見人になれば財産

●後見人等の解任件数 (最高裁調べ)



が自由になると誤解している人がいて、事件はさらに増える可能性がある」となどと指摘した。

ただ、日本成年後見法学会理事長の新井誠・筑波大教授によると、海外では後見人が講習を受ける機会があるが、日本では選任の通知とともに制度に関するパンフレットを送るだけ。後見人を監督する家庭裁判所の人員も不十分という。

成年後見人 2000年4月、認知症や障害で判断力が不十分な人に代わり、財産管理などを行う制度としてスタート。判断能力の程度に応じ「後見」「補佐」「補助」に分かれる。家庭裁判所が家族や弁護士などのほか、最近では自治体や社会福祉協議会などが養成した市民後見人も選任している。

お前の敵は

# 好文木

新井教授は「何のノウハウも持たず成年後見人になるのは無理がある。裁判所や厚生労働省、自治体などが連携してサポートすべきだ。家裁の役割を一部弁護士や司法書士が担えるようにするなど制度の見直しも必要」と話している。